

千葉開府900年記念モニュメント及びメインビジュアル制作業務委託  
事業者選定専門部会設置要綱(案)

(目的)

第1条 千葉開府900年記念協議会会則第10条の規定に基づき、千葉開府900年記念モニュメント及びメインビジュアル制作業務の受託事業者を適正に選定するため、千葉開府900年記念協議会(以下「協議会」という。)に「千葉開府900年記念モニュメント及びメインビジュアル制作事業者選定専門部会」(以下「専門部会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 専門部会は、協議会から付託を受けたモニュメント及びメインビジュアル制作業務の事業者選定に関する審査事務を行い、その結果を協議会に報告する。

(組織)

第3条 専門部会は、次に掲げる者のうちから会長が指名した部会長及び部会員をもって構成する。

- (1) 会員
- (2) 会員等から推薦を受けた者
- (3) その他会長が特に必要と認める者

(会議)

第4条 専門部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

2 専門部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 部会長は、議事の内容を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴して書面により議決することができる。

(意見の聴取)

第5条 専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、専門部会の審査の過程で知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 専門部会の事務局を、千葉開府900年記念協議会事務局(千葉市都市アイデンティティ推進課)に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年3月 日から施行する。